

番号	会場	業態	質問内容	回答内容
1	東京	消費者向け貸付	<p><匿名加工情報について> 社会福祉法人(会員)限定の貸付事業を行っています。事業内容は、退職年金事業を柱に、福利事業の一つとして貸付事業を行っています。(平成25年に特例民法法人から一般社団法人に移行) 会員は法人で法人に所属する職員は入会時に一人一人共済職員Noを付与し、そのNoを貸付事業でも活用しています。このNoにより、我々事務局は、本人(名前、年齢、性別、給与、所属、配偶者情報、貸付情報、共済事業利用歴等の情報)を識別チェックができます。 また、このNoは、会員(事務担当者)との様々な手法まで共有されています。</p> <p>このNoは匿名加工情報にあたるのでしょうか。 そもそもNoを付けることではなく、どのように利用するかが、匿名加工情報にあたるかどうかの判断になるのでしょうか。 後者の場合、我々のケースはどう解釈できますでしょうか。</p>	<p>ご質問のNoは匿名加工情報には該当しないと考えます。匿名加工情報に該当するためには、①所定の措置を講じ、②特定の個人を識別することができないように、③個人情報を加工することが必要です(個人情報保護法2条9項)。</p> <p>ご質問のNoについては、貴社事務局において、なお特定の個人を識別することができる、「個人情報」にすぎないと解されます。</p> <p>なお、匿名加工情報に該当するか否かの判断は、上記のような①から③の基準により判断されることになりますが、詳細は、「個人情報保護法ガイドライン(匿名加工情報編)」をご参照ください。</p>
2	東京	消費者向け貸付	<p><個人情報の漏洩事故に関するルールについて> 金融庁ガイドラインによる実質的に外部に漏洩していないと判断される漏洩の事案とはどういったものを想定されているのか。</p>	<p>金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」には、実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合についての言及はありません。他方で、個人情報保護委員会の「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年告示1号)3(2)において、報告を要しない場合についての定めがあり、の中では、実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合について、一定の定めがあります。</p> <p>金融分野において、告示で示された考え方を取り入れることができるかどうかについては、一定の検討を要するところですが、このような考え方を取り入れる場合には(ただし、ご質問の6番のケースを踏まえれば、このような考え方を取り入れることは可能と解れます。)、同告示において示された例示のケースを参考に、実質的に外部に漏えいしていないと判断できるかどうか決定し、漏えいしていないと認められる場合には、監督官庁等への報告は要しないと解することができます。</p>
3	東京	不明	<p><研修テキストP49 個人データ消去についての努力義務について> 消去しない事についてなぜ消せないのか説明できる準備が必要との回答をいただきましたが、具体的な説明の例をお聞かせください。</p>	<p>個人データについては、利用する必要がなくなった場合の消去の努力義務が定められましたので、一般的な金融機関のように、顧客データを永久保存するような場合には、保存する必要性(当該個人データを利用する必要性)について、本人に対しても、第三者に対しても合理的に説明することが重要となります。</p> <p>具体的には、契約が終了した顧客のデータについても、その後の申込みの際の与信判断のためや、契約終了後の問合せ等の対応のために保存が必要という説明を、個別の各社の事情に照らして、合理的に説明できることが重要であると考えます。</p>
4	東京	クレジット・信販	<p>債権売却を行う際の第三者提供記録は、債権譲渡契約による代替で良いか。</p>	<p>施行規則12条3項の「契約書その他の書面」には、本人と個人情報取扱事業者間で作成した契約書だけではなく、提供者と受領者間で作成した契約書も含まれます(個人情報保護法ガイドライン(確認記録義務編)4-1-2-3(3))。</p> <p>そのため、債権譲渡契約書において、記録が必要な事項が全て網羅されているのであれば、債権譲渡契約書による代替をもって、記録を作成することは可能です。</p>
5	東京	クレジット・信販	<p>再委託先が外国企業の場合、委託先からの報告をもって適正として良いか。</p>	<p>具体的にどのような場面を想定されてのご質問であるか、正確に把握できているか不安が残りますが、委託先の管理という観点でのご質問であれば、個人情報の取扱いの委託先が外国企業の場合であっても、個人情報取扱事業者としては、委託先の管理は必要となります。当該委託先の管理の一手法として、委託先の外国企業から報告を受けるという方法は想定できると解されます。</p>
6	東京	クレジット・信販	<p><漏洩事故の対応について> 金融分野の報告で、H29.5.30改正以降に配送業者(郵便局以外)の誤配達で、クレジットカード誤配達が発生し、開封された漏洩事故があった。 ①漏洩項目=氏名、住所、クレジットカード番号、有効期間 ②発覚後の対応=クレジットカードは無効登録実施、被漏洩者への連絡・説明、誤配達物の回収、別クレジットカード 番号での再発行 ③状況=二次被害なし、不正利用は発生しないよう対応済み 本事例についてH29保護委員会告示第1号の「(2)報告を要しない場合に該当しないと判断したため監督当局等に金融分野の漏洩事故として報告したところ、配送業者の誤配達については報告不要との連絡があった。 【質問内容】 ①配送業者(郵便局以外も含む)の誤配達事故は、報告を要しない場合に含まれるのか。 ②本事例は軽微なものの場合とどちらが可能なのか。</p>	<p>金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」には、実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合についての言及はありません。他方で、個人情報保護委員会の「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年告示1号)3(2)において、報告を要しない場合についての定めがあり、の中では、実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合について、一定の定めがあります。金融分野において、このような考え方を取り入れができるかどうかについては、一定の検討を要するところですが、ご質問のケースを踏まえれば、このような考え方を取り入れることは可能と解れます。</p> <p>このような前提に立てば、同告示において示された例示のケースを参考に、判断することができます。</p> <p>そして、同告示の内容を踏まえれば、誤配達等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ等が含まれていない場合には、「軽微なもの」として報告は不要と解れます。なお、本件においては、必ずしも、このような軽微基準には該当しないものと思われますものの、それ以外の事情も踏まえた総合的な判断の結果ではないかと推察されます。</p>
7	東京	クレジット・信販	<p><研修テキストP27第三者提供についての質問> 弊社ではお客様からカードの申し込みを受ける際に個人情報の取扱いに関する同意条項(規約)に同意いただき、所定の申込書にご記入、提出いただいております。P27の記載事項のうち、①と③については、申込書に記載しております。②については、同意条項に提携先となる企業グループ名を記載し、かつ、個々の企業名を掲げる弊社HPアドレスを記載しております。④については、同意条項に記載しております。これらをもって記録事項を網羅していると認識しておりますが、あくまで、②、④は幅広く記録し毎回の実施内容と合致しません。また、申込書と同意条項が一枚ものとなっている様式と、これらが別々になっていて申込書のみご提出いただく様式とが混在しております。このうち別々となっている様式であっても、弊社内で申込書を調べることにより、当時の同意条項の内容を確認することができるようになっております。 以上の状況から、弊社において第三者提供の記録としても問題ないのでしょうか。</p>	<p>本人の同意に基づく第三者提供の場合の記録事項の中には、第三者の氏名等、個人データの項目等の記録事項があり、記録の作成は、原則として、個人データの授受の都度、必要となります。</p> <p>ご質問の申込書に加えて、別途、個別の情報の授受に係る記録事項を明確に記録できているのであれば、当該記録と申込書と併せて、第三者提供の記録とすることは可能であると考えます。</p>
8	東京	流通	<p>要配慮個人情報をクレジット審査の目的で同意取得した後、債権回収で当該情報を利用する場合(例えば、障害者差別解消法に基づく取立て等)どう整理すればよいでしょうか。 法に基づく同意例外でしょうか。</p>	<p>要配慮個人情報の取得に際しては、当該情報を取得することについて、本人からの同意が必要となります(個人情報保護法17条2項)。すなわち、法律上は、個別の利用目的毎の同意は不要ですので、「クレジット審査のため」に情報を取得する旨を説明して、同意を得る必要はありません。そのため、ご懸念の問題は生じないものと考えます。なお、顧客保護の観点から、要配慮個人情報の利用目的について、明確にした上で、本人から同意を取得すべきとの実務上の判断もあり得るところですが、そのような場合には、「与信判断及び与信後の管理のため」と説明を行えば、相当広汎な範囲での取扱いについて同意があつたものと解されますので、このような説明が好ましいと考えます。</p>
9	東京	クレジット・信販	<p><メールの署名の取扱い> メールに署名が記されたものを「転送」する場合、第三者提供になり、記録を残さないとならないのか。</p>	<p>第三者提供等の規制の対象となるのは、個人データになります。そして、個人データとは、特定の個人を識別できるように体系的に構成された個人データベース等を構成する個人情報になります。一般に電子メールの署名は、単にメールの内容を構成するのみであり、当該署名部分をもって、特定の個人を識別できるように体系的に構成されるものではないと解されますので、当該電子メール本体が個人データベースを構成するものでない限り、個人データに該当せずに、規制の対象とはならないと解されます。</p> <p>他方、当該電子メールが個人データベース等を構成するものであった場合には、個人データに該当することになりますので、当該電子メールを第三者に転送する等の行為を行えば、第三者提供として記録義務等の対象となります。</p>

10	東京	住宅ローン	<p><保管期限></p> <p>完済後10年の場合、金銭消費貸借契約書の写しを保管する期間として、その年度の存する翌月度末で処分するのは支障あるか。 (最長完済後11年と11ヶ月程度延期することとなるが)</p> <p>要配慮個人情報(本籍等)を例えれば相続時取得していた場合、保管期限が完了後、黒塗りをすることで、上記最長での保管期間にて一緒に処理する等しないと管理が難しいのでアドバイスいただきたい。</p>	<p>不要な情報(今回の質問であれば、要配慮個人情報の部分)を、利用する必要がなくなったときに遅滞なく消去(墨塗り)しているのであれば、資金業法19条の帳簿の保存の一様として写しを保存している場合等における金銭消費貸借契約書の写しを、完済後10年間+αの期間保存することは、法令上の要請に基づくものであり、個人情報保護法19条に抵触するものではないと考えます。</p>
11	東京	リース	<p><第三者提供～記録の作成、提供経緯の確認～></p> <p>個人信用情報機関への第三者提供における照会行為とは、個人信用情報機関の情報を照会、受領することを指しているのか。 融資の実行を行い、個人信用情報機関へ顧客の借入金額等の情報を提供した場合も、記録等は不要という認識でいいのか。 個人信用情報機関への提供は上記照会行為に含まれるのか。 個人信用情報機関への第三者提供の記録の作成が必要な場合、「個人情報の取り扱いに関する同意書」をその記録(提供としての記録)としていいのか。その場合、提供年月日は同意書の日付となるのか、融資の実行日となるのか。</p>	<p>個人信用情報機関への照会行為や、同機関から信用情報の回答を受ける行為は、個人データの提供、受領に該当します。</p> <p>もっとも、個人信用情報機関の方で第三者提供時及び受領時の記録について、代替しますので、会員会社としては記録作成は不要となると理解しております。詳細はJICCやCICにお問合せください。</p>
12	東京	事業者向け貸付	<p>個人情報データベース等を事業の用に供する者が「個人情報取扱事業者」であるため、まず弊社が資金業者としての個人情報取扱事業者に該当するかどうか、ご教示願います。</p> <p>弊社は子会社10数社のみに対し貸付を行っている状況で、個人への貸付を行っていません。また、資金業登録についても「事業者向け金融」にて登録しています。 個人情報の取扱いとしては、会社(弊社・子会社)の代表・役員が変わった際に、免許証のコピー又はパスポートのコピーなどを取り寄せたりしますが、情報漏えいの観点から、PC内のデータでは保管せず、コピーを金庫内保管しています。</p>	<p>「個人情報取扱事業者」に該当するためには、個人情報データベース等を事業の用に供していることが前提になります。貴社がこれに該当するか否かは、個別具体的な判断が必要であり、ご教示頂きました情報のみでは直ちには判断しかねます。ただ、一般論として、金融事業者は、個人顧客についての情報を管理、利用しており、一定の個人情報データベース等を事業の用に供しているものと評価される場合が多いと考えられます。</p>
13	大阪	クレジット・信販	<p><研修テキストP21該当しがたい例について></p> <p>与信限度額はそもそも信販会社が本人より取得している情報(保証申込書や個人情報同意書)であり、銀行から提供されなくとも持っている情報ではないかと思います。また、様々な情報(延滞状況や住所変更など)を銀行から保証会社へ提供されますが全て確認記録義務があるのでしょうか。業務上、システム的に提供される場合は、システムに確認記録の保有が必要なのでしょうか。</p>	<p>個別具体的な事情にもありますが、保証会社が自らの保証審査の結果、算出した「(保証の)与信限度額」については、提携先の銀行に提供する場合には、「本人に代わって」とは言い難く、第三者提供に該当する可能性があると考えます。銀行が独自の審査の結果、算出した与信限度額を保証会社に連携する場合も同様の議論が生じ得ます。</p> <p>これに対して、単なる顧客の属性情報等については、当該顧客は、銀行にも、保証会社にも情報提供する義務がありますので、保証会社が銀行に情報を提供するケースについては、「本人に代わって」保証会社が銀行に提供している(銀行が保証会社に情報提供する場合にはその逆)と言いうると考えます。</p>
14	福岡	クレジット・信販	<p>改正後の機微情報に「社会的身分」とありますが、いわゆる「社長」「部長」という身分でしょうか。</p>	<p>「社会的身分」とは、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含みません。例えば、皇族、王族などの身分はこれに該当するものと解されます。これに対して、「社長」「部長」という身分は、これに該当しません。</p>
15	福岡	クレジット・信販	<p><新法第19条></p> <p>利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならないとされているがここで言う遅滞なくとはどの程度の期間を言うのか教示ください。</p>	<p>「遅滞なく」の意味については、法文上は必ずしも明確ではありませんが、個人データの取扱い状況により異なり得るもの、業務の遂行上の必要性や引き続き当該個人データを保管した場合の影響等も勘案し、必要以上に長期にわたることがないようにする必要があると解されます。他方で、事業者のデータ管理のサイクル等、実務上の都合に配慮することは認められます(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&AのQ4-3ご参照)</p>
16	福岡	消費者向け貸付	<p><改正個人情報保護法について></p> <p>メディア等で公開された情報(犯罪情報、逮捕)等の情報取得(データ化)は問題ないか。</p>	<p>犯罪情報、逮捕時の情報については要配慮個人情報に該当しますが、要配慮個人情報を含む個人情報がインターネット等により公表されている場合であって、単にこれを閲覧等するにすぎない場合には、要配慮個人情報の「取得」に該当しないものと解されます。</p> <p>これに対して、データベース化する場合には「取得」には該当しますが、いわゆる反社データベースを作成するための取得と解されますので、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(個人情報17条2項2号)に該当し、本人の同意なく、情報の取得は可能であると解されます。</p>
17	福岡	住宅ローン	<p>JICC照会の時は、結局、個人情報保護記録は必要なのでしょうか。</p>	<p>JICCの方で第三者提供時及び受領時の記録について、代替しますので、会員会社としては記録作成は不要となると理解しております。詳細はJICCにお問合せください。</p>